

## 「指定訪問看護」利用契約書

利用者（ ）（以下「契約者」という）と株式会社グレイン（以下「事業者」という）は、事業者が運営する訪問看護ステーションあかりから提供される訪問看護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結しました。

### 第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法及び後期高齢者医療制度等関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、第5条及び第6条に定める訪問看護サービスを提供します。
2. 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたっては、契約者の要介護状態区分及び契約者の被保険者証に記載された認定審査会意見及び主治医の指示に従います。
3. 事業者が契約者に対して実施する訪問看護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「訪問看護計画」という）は、別紙『サービス利用書』に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日又は契約者の終了意思表示がされるまでとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第16条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

### 第3条（訪問看護計画の決定・変更）

1. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問看護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、訪問看護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4. 事業者は、契約者に係る居宅サービスが変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問看護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
6. 緊急時の訪問看護体制は整えてありますので、24時間いつでもご連絡いただけます。又、その状況により必要時の訪問を致します。

#### 第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

#### 第5条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約書の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地位の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### 第6条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問看護サービスを提供するものとします。
2. 前項の他、事業者は、夜間早朝時のサービス等を介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は、第1項及び第2項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第7条（訪問看護師の内容）

1. 本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事（栄養）指導管理、排泄の介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護支援・相談などを行う、看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門職員をいうものとします。
2. 本契約において「サービス従事者」とは訪問看護師のことであり、事業者が訪問看護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
3. 契約者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
4. 事業者は、訪問看護師の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### 第8条（サービスの実施）

1. 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
2. サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
3. 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

#### 第9条（サービス利用料金の支払い）

1. サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3. 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

#### 第10条（サービス利用の中止、変更、追加）

1. 契約者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

#### 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
3. 事業者は、契約者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
4. 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏えい守秘義務を負います。ただし、他の医療機関、介護サービス提供事業者との連携を図る等、サービス提供上必要な場合は、この限りではありません。

#### 第12条（訪問看護師の禁止行為）

訪問看護師は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- 二 契約者の家族等に対するサービスの提供
- 三 飲酒及び喫煙
- 四 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 五 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

### 第13条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条第4項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 事業所が介護保険及び医療保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

## 五 第17条に基づき本契約が解除された場合

2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとし、

## 第17条（契約者からの契約解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

## 第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第9条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が、正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合

## 第19条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

## 第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

## サービス利用書

○訪問看護・予防訪問看護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

|   | 曜日 | 時間帯 | 内容 | 介護保険適用 |
|---|----|-----|----|--------|
| ① |    |     |    |        |
| ② |    |     |    |        |
| ③ |    |     |    |        |
| ④ |    |     |    |        |
| ⑤ |    |     |    |        |
| ⑥ |    |     |    |        |
| ⑦ |    |     |    |        |

○利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

|  | 基本料金（介護保険適用外の料金） | 介護保険適用の場合の自己負担分 |
|--|------------------|-----------------|
|  |                  |                 |
|  |                  |                 |
|  |                  |                 |
|  |                  |                 |

※ 契約により下記の料金を頂く場合があります。

☆緊急時訪問特別加算……自己負担額 600 単位

☆特別管理加算……自己負担額 250単位 ・ 500単位

## 訪問看護ステーションあかりにおける個人情報保護に関する方針

当訪問看護ステーションは、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

1. 個人情報は適正な取得に努め、利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
2. 通常、必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応をいたします。恣意表示がない場合は同意が得られたものとします。

上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめご本人の同意を文書で得ます。

ただし、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないため、文書で同意を得ないことがあります。

3. 個人情報の保護に対する照合にはいつでも問い合わせ窓口で対応します。
4. 個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合は、調査の上対応致します。
5. 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。
6. 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
7. 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。

訪問看護ステーションあかり

管理者 若林 恵



## 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報について、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

### 1. 使用する目的

事業者が、介護保険法及び後期高齢者医療制度等関係法令に関する法令に従い、私の指宅訪問看護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

### 2. 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

### 3. 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の契約者や家族個人に関する情報。

### 4. 使用する期間

契約日より契約終了日まで。

訪問看護の開始にあたって訪問看護ステーションあかりより以下の説明を受け、同意しました。

「訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書」による居宅サービス内容、料金について

緊急時訪問看護、24時間対応について

訪問看護情報提供療養費について

複数訪問看護ステーション利用について

他のステーションを利用している場合

(ステーション名

)

個人情報使用同意書について

□駐車許可証に氏名・住所を記載し、警察署に提供することについて  
(同意していただけない場合、駐車場を確保していただくか駐車料金をご負担いただきます)

上記の契約を証するため、個人情報使用同意書、重要事項説明書、本書2通を作成し、  
契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(事業者)

住 所 名古屋市南区菊住一丁目7番11号 1213号

代表者 株式会社グレイン 代表取締役 服部伊久磨



(事業所)

住 所 名古屋市南区薬師通2丁目28-2 あまのビル3F

管理者 若林 恵



(契約者・本人)

住 所

氏 名

印

代筆

(ご家族様代表)

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

【緊急連絡先】

① お名前

(続柄: ) (電話番号: )

② お名前

(続柄: ) (電話番号: )

## 訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

### 1. 訪問看護ステーションの概要

#### (1) サービス指定業者番号及びサービス提供地域

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 事業所名      | 訪問看護ステーションあかり            |
| 事業者番号     | 2361290311               |
| 事業所所在地    | 名古屋市南区薬師通2丁目28-2 あまのビル3F |
| サービス提供エリア | 名古屋市緑区・瑞穂区・南区・港区         |
| 営業日       | 月～日曜日 9時～18時             |
| 電話番号      | 052-602-4545             |
| FAX番号     | 052-602-4546             |

#### (2) 職員体制

| 業種   | 資格    | 常勤 | 非常勤 | 備考     |
|------|-------|----|-----|--------|
| 管理者  | 看護師   | 1人 | -   |        |
| 看護職員 | 看護師   | 7人 | 7人  | 管理者を含む |
| 理学療法 | 理学療法士 | 6人 | 1人  |        |
| 作業療法 | 作業療法士 | 1人 |     |        |

#### (3) 訪問看護提供日時

日時：月曜日～日曜日 午前9：00～午後6：00

予定の訪問日時は、緊急時の対応等により、予定通りに訪問できない場合もございます。その際は事前に連絡して調整を図ります。

訪問予定変更の希望は、事前にご連絡ください。

### 2. 運営方針

- (1) 訪問看護の提供にあたって、訪問看護ステーションあかりは、要介護者及び要支援者の心身の特徴を踏まえて日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した療養生活ができるよう支援します。
- (2) 居宅介護支援事業者、地域包括支援事業所、訪問診療、他の在宅サービス提供者及び市区町村等、他事業者と綿密な連携を取り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. 利用料

介護保険・医療保険ともに、関係法令に定められた料金の一部をご負担いただきます。特別な申し立てがない場合は、すべての保険対象サービス、加算項目、保険外サービス費用について同意したものとします。

#### (1) 介護保険

以下に記載の利用者負担額を頂きます。

| 保険対象サービス                  | 単位数           | 利用料            | 利用者負担額       |              |              |
|---------------------------|---------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
|                           |               |                | 1割           | 2割           | 3割           |
| 20分未満 (介)                 | 314単位         | 3,469円         | 347円         | 694円         | 1,041円       |
| (予)                       | 303単位         | 3,348円         | 335円         | 670円         | 1,005円       |
| 30分未満 (介)                 | 471単位         | 5,204円         | 521円         | 1,041円       | 1,562円       |
| (予)                       | 451単位         | 4,983円         | 499円         | 997円         | 1,495円       |
| 30分以上60分未満(介)             | 823単位         | 9,094円         | 910円         | 1,819円       | 2,729円       |
| (予)                       | 794単位         | 8,773円         | 878円         | 1,755円       | 2,632円       |
| 1h以上1h半未満(介)              | 1128単位        | 12,464円        | 1,247円       | 2,493円       | 3,740円       |
| (予)                       | 1090単位        | 12,044円        | 1,205円       | 2,409円       | 3,614円       |
| 理学療法士、作業療法士言語聴覚士による訪問 (介) | 294単位<br>一回に付 | 3,248円<br>一回に付 | 325円<br>一回に付 | 650円<br>一回に付 | 975円<br>一回に付 |
| 理学療法士、作業療法士言語聴覚士による訪問 (予) | 284単位<br>一回に付 | 3,138円<br>一回に付 | 314円<br>一回に付 | 628円<br>一回に付 | 942円<br>一回に付 |
| 退院時共同指導加算※1               | 600単位         | 6,630円         | 663円         | 1,326円       | 1,989円       |
| 初回加算 (I)                  | 350単位         | 3,867円         | 387円         | 774円         | 1,161円       |
| (II) ※2                   | 300単位         | 3,315円         | 332円         | 663円         | 995円         |
| 特別管理加算 (I) ※3             | 500単位         | 5,525円         | 553円         | 1,105円       | 1,658円       |
| 別管特理加算 (II) ※4            | 250単位         | 2,762円         | 277円         | 553円         | 829円         |
| ターミナルケア加算※5               | 2500単位        | 27,625円        | 2,763円       | 5,525円       | 8,288円       |
| 緊急時訪問看護加算 (I)             | 600単位         | 6,630円         | 663円         | 1,326円       | 1,989円       |
| (II)                      | 574単位         | 6,342円         | 635円         | 1,269円       | 1,903円       |
| サービス提供体制強化加算              | 3単位           | 33円            | 4円           | 7円           | 10円          |

1単位=11.05円 (名古屋市)

早朝（6～8時）、夜間（18時～22時）は所定料金の25%加算

深夜（22～6時）は所定料金の50%を加算

※サービス提供体制強化加算 リハビリ20分3単位 ナース1回3単位

※1 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の訪問看護の際に、1回（特別な管理を要する者である場合、2回）まで算定できること

※2（初回加算Ⅰ）新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。

（初回加算Ⅱ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日に初回の指定訪問を行った場合に所定単位数を加算する。

ただし、初回加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

退院時共同指導加算を算定する場合は、算定できない

※3 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること

※4 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること

※5 死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

## （2）医療保険

以下に記載する基本料金と病状加算料金のうち、利用者負担額を頂きます。

利用者負担額は、保険種別・所得に応じて異なります。

※6 緊急時加算（Ⅰ）①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。②緊急訪問時における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

緊急加算（Ⅱ）緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の①に該当するものであること。

### 1. 訪問看護基本療養費

|            | 週3日目まで | 週4日目以降 |
|------------|--------|--------|
| 訪問看護基本療養費Ⅰ | 5,550円 | 6,550円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ | 5,550円 | 6,550円 |

### 2. 訪問看護管理療養費

a) 安全管理に対する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が、文章化されていることか、事故、インシデント等が報告され、その文責に対する改善策が実施される体制が整備されていることによる加算を頂きます。

月初めの訪問：7,440円、月の2日目以降の訪問：3,000円

### b) 医療

夜間・早朝訪問看護加算 2,100円/回

深夜訪問看護加算 4,200円/回

### 3. 病状加算

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 難病等複数回訪問加算（1日2回）   | 4,500円                  |
| 難病等複数回訪問加算（1日3回）   | 8,000円                  |
| 長時間訪問看護加算（週1回に付）   | 2時間を超える場合               |
| 特別管理加算※1           | I：5,000円<br>II：2,500円   |
| ターミナル療養費           | I 25,000円<br>II 10,000円 |
| 情報提供療養費            | 1,500円                  |
| 緊急訪問看護加算（緊急訪問1日に付） | 2,650円                  |
| 24時間対応体制加算         | 6,400円                  |
| 退院時共同指導加算          | 8,000円                  |
| 退院支援指導加算           | 6,000円                  |
| 在宅患者連携指導加算         | 3,000円                  |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算  | 2,000円                  |
| 複数名訪問看護加算（週1回に付）   | 4,500円                  |

※1 Iに該当する者

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は在宅気管切開患者指導管理料を受けている状態

② 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態

IIに該当する者

① 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者

② ドレーンチューブを使用している状態にある利用者

③ 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある利用者

④ 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅人工呼吸指導管理を行っている利用者

(3) 保険適用外サービス

各種保険サービスの他、以下記載の全額自己負担サービスの料金負担額を頂きます。

| サービス名称       | 内容                          | 利用者負担額(円) |
|--------------|-----------------------------|-----------|
| 保険外訪問看護      | 30分未満                       | 4,600円    |
|              | 60分未満                       | 9,000円    |
| 時間外訪問看護      | 平日営業時間外(6～9時、18時～22時)訪問1回に付 | 2,000円    |
|              | 平日営業時間外(22時～翌6時)訪問1回に付      | 4,000円    |
|              | 休日訪問1回に付                    | 4,000円    |
| 死後の処置料       | 死後の処置(材料費を含む)               | 5,000円    |
| 日常生活物品       | オムツ、衛生材料等利用者のケアに必要な物品       | 実費        |
| キャンセル料<br>※1 | サービス利用日の前日午後6時までご連絡         | 料金の50%    |
|              | サービス利用当日のご連絡またはご連絡のない場合     | 料金の100%   |
| 交通費          | 高速道路利用時                     | 実費        |
|              | 実施域を超えた地点から片道5キロメートル以上      | 500円      |
| 駐車場代         | 駐車場がない場合<br>(実施域外を超えた場合)    | 実費        |

※1 利用者の容体急変など、緊急且つやむを得ない事情が認められる場合は、キャンセル料は頂きません。

3. 複数ステーションの利用について(医療保険)

月内で1か所の訪問看護ステーションを利用された場合は、医療保険での算定となりますが、複数のステーションで訪問看護を利用された場合は、2か所目以降のサービスは下記記載の場合を除き全額自己負担となります。

一 特別訪問看護指示書が交付され、指示期間中週4日以上 of 訪問看護が計画されている利用者(2か所目まで保険適応)

二 厚生労働大臣が定める疾患等(脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症等)である利用者(2か所目まで保険適応)

三 厚生労働大臣が定める疾患等に当たり、週7日の訪問看護が計画されている利用者(3か所目までは保険適応)

4. 訪問看護情報療養費について(医療保険)

緊急時の支援等を円滑に受けていただけるよう、当訪問看護ステーションより各市区町村の保健所へ情報提供をさせていただくことがあります。自己負担金は発生致しません。

5. お支払いについて

口座振替もしくはお振込みでお願い致します。

お振込み先につきましては改めて書面にてお渡し致します。

6. 緊急時等における対応法

看護職員等は訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び登録頂いた緊急連絡先に連絡又は、適切な処置を行うものとします。

利用者に係る主治医、ご家族等、居宅介護支援事業所(包括支援センター)へ連絡する等必要な措置を講じるものとします。

救急車又は、ご家族の自家用車、タクシー等による病院搬送時に当事業所の看護職員が同伴することは出来ません。

7. その他の留意事項

契約で定められた業務以外の事項を当従業員に依頼することは出来ません。

利用者の身体状況と、訪問看護ステーションあかりに従事するスタッフ全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急対応とするため、専任のスタッフのみで訪問することはできません。

訪問予定時間は、交通事情等により、ずれが発生することがあります。

やむを得ない事情により、当日訪問が困難になった場合には、事前に訪問看護ステーションあかりよりご連絡させていただくこととします。



8. サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい

- (1) サービス従事者は、現金・預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書その他の有価証券等はお預かりすることはできません。
- (2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目につかない場所や金庫に保管してください。
- (3) 利用者及びその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・ガス・水道等をサービス従事者に無償で許可するものとします。
- (4) 定期訪問以外は、急変時等の緊急訪問に限ります。

9. 相談・苦情・申し立て窓口

サービスに関する相談、苦情は下記の窓口で対応します。

当ステーション窓口

訪問看護ステーションあかり

担当者 若林 恵 (管理者)

電話 052-602-4545

公的機関

名古屋市介護保険苦情処理窓口

電話 052-959-3087

愛知県国民健康保険団体連合会苦情調査係

電話 052-971-4165

理学療法士及び作業療法士が訪問看護を提供している場合には、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を御本人様に御説明・御了承を得た。

本人

家族

サービスの締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

説明者：若林 恵

令和 年 月 日

